

児童手当に関する重要なお知らせ

R6.10版

令和6年10月分（12月支給分）から児童手当の制度が一部改正されます。

1. 児童手当の支給対象年齢が18歳までに拡充されます。
2. 所得制限が撤廃され、所得に関わらず手当を受給できます。
3. 第3子以降の手当額が30,000円に増額されます（多子加算）。
4. 多子加算のカウント対象の年齢が22歳年度末までに拡充されます。※1
5. 支払回数が年3回から年6回（偶数月）になります。

※1 請求者（受給者）が監護相当・生計費の負担（仕送り等）している場合に限る

支給額について 対象となる児童1人あたりの月額

制度改正前 令和6年10月支給分まで（6～9月分）

| 所得制限限度額未満 児童手当 | | 所得制限限度額以上かつ 所得上限限度額未満 特例給付 | | 所得上限 限度額以上 支給対象外 | | |
|--------------------|---------|----------------------------------|--------|------------------------|---------|---------|
| 3歳未満 (3歳の誕生日まで) | 15,000円 | 一律 | 5,000円 | 一律 | 支給なし | |
| 3歳～ 小学生 | 第1子・第2子 | | | | | 10,000円 |
| | 第3子以降 | | | | | 15,000円 |
| 中学生 | | | | | | |
| | | | | | 10,000円 | |

制度改正後 令和6年12月支給分から（10・11月分）

◎所得制限の撤廃により、特例給付と支給対象外の方がなくなります。

| 年齢区分 | | 支給月額 |
|----------|--------------------|---------|
| 第1子・第2子※ | 3歳未満 (3歳の誕生日まで) | 15,000円 |
| | 3歳～18歳の年度末 | 10,000円 |
| 第3子※ | 0歳～18歳の年度末 | 30,000円 |

※第1子、第2子などの数え方について
次に該当する子を、年齢の高い順に、「第1子」、「第2子」…と数えます。
・請求者（受給者）が養育している0～18歳の年度末までの子。
・請求者（受給者）が監護相当・生計費の負担をしている19～22歳の年度末までの子。

多子加算のカウント対象について 高校生年代まで⇒大学生年代までに拡大

制度改正前

18歳到達年度末まで（高校生年代）

制度改正後

22歳到達年度末まで（大学生年代）

※請求者（受給者）が監護相当・生計費の負担（仕送り等）していることが条件となります。

大学生年代から順に数えて、第3子以降の手当額が30,000円に増額となります。

| ▶算定例 | 児童年齢 | 算定 | 支給金額（円） | 児童年齢 | 算定 | 支給金額（円） |
|------|------|-----|---------|------|---------|---------|
| | 22歳 | 第1子 | 10,000 | 23歳 | カウント対象外 | 10,000 |
| | 18歳 | 第2子 | 30,000 | 17歳 | 第1子 | 10,000 |
| | 14歳 | 第3子 | 10,000 | 14歳 | 第2子 | 10,000 |

支払回数について 年3回から年6回（偶数月）になりますが、年間の支給額に変更はありません

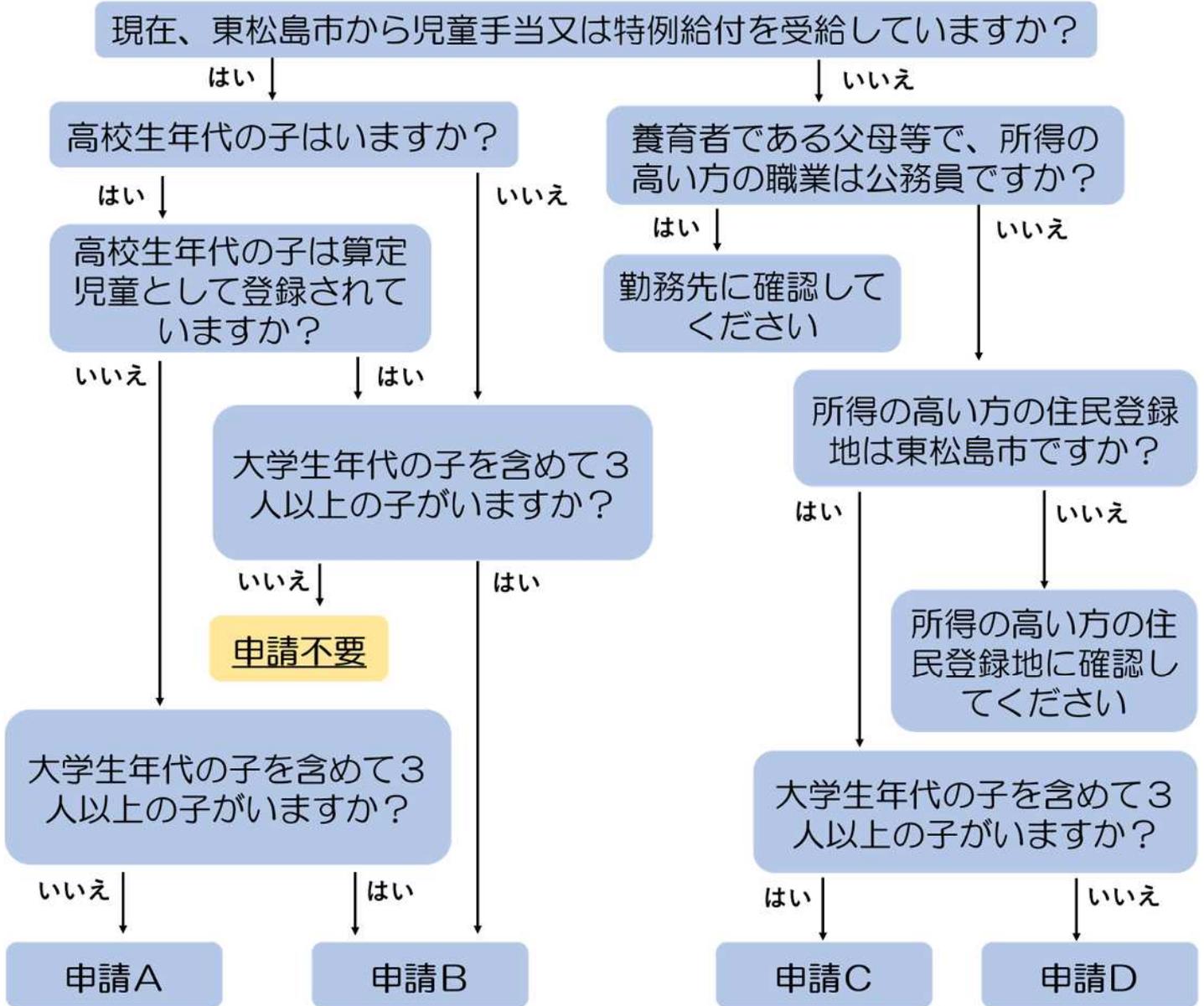
▼支給スケジュール

| 支給月 | R6.10月 | R6.12月 | R7.2月 | R7.4月 | R7.6月 | R7.8月 |
|---------|--------|---------|--------|-------|-------|-------|
| 支給対象の手当 | 6～9月分 | 10・11月分 | 12・1月分 | 2・3月分 | 4・5月分 | 6・7月分 |

- ・拡充後初めての支給は令和6年12月11日（10・11月分）です。
- ・原則として偶数月の11日に支給しますが、土日祝の場合は前の平日となります。

■問：東松島市役所 子育て支援課 0225-82-1111（平日8:30～17:15）

手続き要否確認フローチャート



申請方法について 市役所1階子育て支援課で申請してください

▼申請対象者A

児童手当額改定請求書

▼申請対象者B

児童手当額改定請求書 / 監護相当・生計費の負担についての確認書

▼申請対象者C

児童手当（新規）認定請求書 / 監護相当・生計費の負担についての確認書

▼申請対象者D

児童手当（新規）認定請求書

※新規申請者は、請求者名義の通帳又はキャッシュカードの写し、健康保険証の写しが必要です。

※ 現在、児童手当を受給していて申請不要により増額となる受給者へは、額改定通知書を令和6年12月の支給日（予定）までに送付します。

必ずご確認ください！！

令和6年10月からの児童手当の制度改正について、受給者の方の状況により申請の要否が異なります。また、市役所から申請の案内が届く場合と届かない場合がありますので、下記について必ずご確認ください。

| | |
|----------------|--|
| 児童手当を受給中の場合 | 児童手当を受給中（中学生以下の子がいる）の方で、高校生年代の子がいる場合は、 申請不要 で増額となります。対象者には、支給額の改定について令和6年12月11日の支給日までに通知します。 |
| 児童手当を受給していない場合 | 現在、児童手当を受給していない方（高校生年代のみ養育している方など）は、 新規での申請が必要 です。対象と思われる方には令和6年8月30日付け申請のご案内を通知しておりますので、まだ申請がお済みではない方は、お早めに申請してください。 過去に東松島市から児童手当を受給したことがない方等には、市役所から申請の案内が届かない場合があります。申請の案内は届いていないが、対象と思われる方は申請してください。 例）・過去に受給していた頃は公務員であり勤務先から支給されていたが、現在は公務員ではなくなった方 ・子が高校生になってから本市へ転入してきた方 など |
| 大学生年代の子がいる場合 | 現在の児童手当の受給の有無に関わらず、同居か別居かは問わずに 監護・生計関係の条件を満たす大学生年代の子を含めると3人以上の子がいる場合 の申請について、市役所では対象者を特定することが困難であるため、申請の案内は通知されません。ご確認の上、該当すると思われる方は申請してください。 ※大学生年代とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり、日常的な世話や生計費の負担をしている子（就労中も可） |
| 受給者が公務員の場合 | 受給者が公務員の場合は勤務先からの支給となりますので、申請方法等についてはお勤め先の給与担当等にご確認ください。2重支給にご注意ください。 |
| 申請期限 | 12月11日支給分に反映させるには令和6年11月20日までの申請が必要です。 また、各種申請の 最終期限は令和7年3月31日まで です。最終期限までに申請があった場合は、令和6年10月分に遡って増額することが可能です。 ※令和7年4月1日以降に申請があった場合は、申請のあった月の翌月分からの増額となります。 |

問：東松島市役所 子育て支援課 TEL0225-82-1111